



Press Release

兵庫労働局発表
平成30年6月28日

担 当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金室 室長 田代 圭子 賃金指導官 青柳 利雄 (電話) 078-367-9154

「2018年度 兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ募集」を実施

～兵庫県の最低賃金を広く周知するためのキャッチフレーズを
募集しています。～

兵庫労働局では、兵庫県の最低賃金を広報するポスターとリーフレットに掲載するための、最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを募集します。

兵庫県の最低賃金には、兵庫県で働くすべての労働者に適用される兵庫県最低賃金と特定の業種に従事する労働者に適用される特定最低賃金とがありますが、近年、どちらの最低賃金も大幅に引き上げられており、最低賃金の重要性が以前にも増して高まっています。このため、初の試みとして、兵庫県の最低賃金の重要性をわかりやすく伝えるキャッチフレーズを広く募集し、最も周知に効果的な作品を優秀作品として選定し、それをポスターとリーフレットに掲載して広報に活用することで、最低賃金を広く県民に知らせ、その履行を確保することを目的としています。

6月22日から以下の要領でキャッチフレーズを募集しています。受付期間は7月4日から9月3日までです。選考した作品はホームページで公表します。また、10月3日に表彰式を開催し、その応募者を表彰します。奮ってご応募ください。

1 趣旨・目的

兵庫労働局においては、兵庫県最低賃金及び兵庫県特定最低賃金（以下「兵庫県の最低賃金」という）について、労使はもとより県民に対し、幅広く周知することを目的として、兵庫県の最低賃金のキャッチフレーズを募集します。

2 主催・後援

主催は兵庫労働局です。後援は、兵庫県及び兵庫労働基準連合会です。

3 募集の内容

(1) 最低賃金について、その重要性が分かりやすく伝わり、また、効果的な周知が期待できる内容（最大40文字）のキャッチフレーズを募集します。

(2) 応募資格は、兵庫県に在住または在勤の者です。

応募作品は、未発表で自作のものに限ります。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属するものとなります。

(3) 応募締切りは、平成30年9月3日（月）です。締切日必着とします。

(4) 応募方法は、応募用紙により、FAX、郵送、直接持ち込みのいずれかとなります。

4 応募要領

応募要領については、兵庫労働局ホームページで確認できます。また、応募用紙はホームページからダウンロードできます。募集のリーフレット及び応募用紙（別添）は、兵庫労働局賃金室のほか兵庫県内の労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口にあります。<http://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

5 選考及び結果発表等

選考委員会により審査し、優秀賞1点、特別賞1点を決定します。

結果は9月下旬に兵庫労働局ホームページで発表します。

優秀賞及び特別賞に選考された応募者に対しては、10月3日開催予定の表彰式において賞状及び副賞を贈呈します。

6 最低賃金キャッチフレーズを活用した広報

優秀賞及び特別賞に決定されたキャッチフレーズは、兵庫労働局ホームページに掲載するとともに、兵庫労働局が作成する広報用のリーフレット、ポスターに掲載いたします。



最低賃金キャッチフレーズ を募集します



2018 年度 「兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ」募集要領

1 趣旨・目的

兵庫労働局においては、兵庫県最低賃金及び兵庫県特定最低賃金（以下「兵庫県の最低賃金」という）について、労使はもとより県民に対し、幅広く周知することを目的として、兵庫県の最低賃金キャッチフレーズを募集します。

2 主催・後援

主催 兵庫労働局

後援 兵庫県、兵庫労働基準連合会



3 募集の内容

(1) キャッチフレーズの内容

最低賃金について、その重要性が分かりやすく伝わり、また、効果的な周知が期待できる内容（最大40文字）

(2) 応募資格

兵庫県に在住及び在勤の者

(3) 応募条件

応募作品は、未発表で自作のものに限ります。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属するものとなります。

(4) 応募締切

平成30年9月3日（月）必着とします



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

4 応募方法

別紙応募用紙により、FAX、郵送、直接持ち込みのいずれかで応募

5 選考及び結果発表等



選考委員会により審査し、優秀賞1点、特別賞1点を決定します。

結果は9月下旬に兵庫労働局ホームページで発表します。

優秀賞及び特別賞に選考された応募者に対しては、10月3日開催予定の表彰式において賞状及び副賞を贈呈します。

6 その他

優秀賞及び特別賞に決定されたキャッチフレーズは、兵庫労働局ホームページに掲載するとともに、兵庫労働局が作成する広報用のチラシ、ポスターにも掲載いたします。



7 過去のキャッチフレーズ（昨年までは労働局で作成していたものです）

29 年度「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も必ず確認、最低賃金」

28 年度「必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。」

2018 年度「兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ」応募用紙

応募者 (ふりがな) 氏 名	
年齢 (性別)	歳 ()
職 業 (学生可)	
住 所 (電話番号)	〒 ()
キャッチフレーズ	

【記入上の注意事項】

- 応募できる作品は未発表のものに限ります
- 文字数は最大 40 文字までとします。(句読点、記号等を含む)

【応募締切】

お申込み締切日は、平成 30 年 9 月 3 日 (月) です。(必着とします)

【応募方法】

本応募用紙をご利用いただくか、上記の内容を明記した上で、下記応募先に F A X、郵送、直接持ち込みのいずれかでお送りください。

【応募先】

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16 階
兵庫労働局労働基準部賃金室 FAX 078-367-9165 (TEL 078-367-9154)

【個人情報の取扱いについて】

本応募に際し、記載いただいた個人情報は、キャッチフレーズ募集の目的のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することは在りません。ただし、優秀作品に決定された場合は、記載された住所の市郡名、氏名を当局のホームページに掲載することとなりますのでご了解のうえ、ご応募ください。

【その他】

応募用紙は、兵庫労働局ホームページからもダウンロードできます。
ホームページ [http s : //jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/](http://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/)